

特定非営利活動法人 日本バイオインフォマティクス学会 ニュースレター規定

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 日本バイオインフォマティクス学会（以下「この法人」という。）は、会員間の情報共有や情報交換を目的としてニュースレターを発行する。

(発行)

第2条 原則として年2回発行し、会員情報データベースに登録された会員の住所に送付する。

(編集)

第3条 会長から委嘱された幹事がニュースレターの編集を担当する。

- 2 ニュースレター編集担当幹事（以下「担当幹事」という。）は、幹事会の意見を参考にしながら、ニュースレターの編集を行う。
- 3 担当幹事はニュースレターの構成と執筆者を決定する。
- 4 会員は、ニュースレターに投稿することができる。担当幹事は、幹事会の意見を参考にして、投稿原稿の採否を決める。
- 5 執筆の依頼は、担当幹事名で、この法人の事務局より行う。

(原稿)

第4条 執筆者は、原則として電子メールでこの法人の事務局に原稿を送付する。

- 2 担当幹事は、原稿の校閲を行う。
- 3 執筆者が非会員の場合は、この法人は原稿料を支払うことができる。
- 4 ニュースレターに掲載された著作物の著作権は、特別の断りがない限りこの法人に帰属する。この法人の著作権の取り扱いについては別に定める。

(広告)

第5条 ニュースレターに企業広告を掲載することができる。

- 2 賛助会員はニュースレターに広告を掲載する権利を有する。
- 3 掲載料は原則として広告スペースの大きさによって決められ、賛助会員とその他の企業を分けて別途定める。賛助会員の広告スペースは、原則として納入された賛助会員会費の口数によって決められる。
- 4 賛助会員以外からの広告掲載の採否は幹事会が行う。

附則

このニュースレター規定は、平成24年6月1日から施行する。